

住民基本台帳ネットワークと住民記録システムの連携不具合について

1 概要

令和元年11月5日(火)午前8時30分から10時43分まで、住民基本台帳ネットワークと住民記録システム間の連携が行えないという事象が発生いたしましたので、お知らせします。

このことにより、市民がマイナンバーカードの住所変更やマイナンバーカードを利用した転入届等の処理をシステムで実行できないという影響を同日午前9時17分に確認いたしました。

本件について、マイナンバーカードの券面事項更新(住所変更)等ができなかった方をはじめ、再度来庁をいただいた皆様には大変ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

2 原因・対応

原因につきましては、住民基本台帳法施行令の改正に伴い、11月5日から旧氏を住民票等に併記できる制度を開始するため、11月3日から4日にかけて受託事業者がシステム作業を行った際に、必要な設定を行わなかったために、住民基本台帳ネットワークシステムと本市の住民記録システム間の連携が実行できなかったものです。

市民の方に対しては、申請書の郵送、後日再度来庁の案内により、ご了承をいただきました。

影響範囲

項目	本日再来庁	後日再来庁	申請書郵送対応
マイナンバーカードを利用した 転入(特例転入)・継続利用	4人	0人	0人
マイナンバーカード券面事項更新	0人	11人	0人
マイナンバーカード交付申請書の発行	0人	0人	10人
計	4人(対応済)	11人	10人

(合計 25人)

3 再発防止策

受託事業者に、手順書作成時より徹底した内容確認及び障害発生における更なる原因究明を行わせることで、再発を防止します。

問合せ先
区政支援課
直通電話 042-704-8911
対応責任者 馬場 浩司